

# 六角川ポンプ運転調整方針

平成18年6月7日 六角川排水ポンプ運転調整協議会

1. 各排水機場地点で外水位（六角川・牛津川本川水位）がHWLを越えた場合は、運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

※六角川14km600より下流は除く

2. 各排水機場の下流地点において、外水位がHWLに達した場合、各排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

下流地点の基準となる水位観測所は下記のとおりとする。

（六角川本川）

- ・24k100より上流に位置する排水機場 →新橋水位観測所（24k100地点）

（牛津川）

- ・4k500より上流に位置する排水機場 →砥川大橋水位観測所（7k400地点）

\* 水位上昇が大きい4k500より上流の区間は一連区間として砥川大橋水位観測所を基準とする。

3. 破堤・越水・漏水等、重大な災害が発生する恐れがある場合、災害が発生する恐れのある地点より上流側の排水機場は運転調整（ポンプ停止）を実施すること。

4. 運転調整（ポンプ停止）を実施した排水機場の運転再開については、雨域や潮位の状況から、増水の恐れがないと思われるとき運転の再開を実施できるものとする。

その場合の判断は、武雄河川事務所が行い、各排水機場管理者へ連絡を行う。

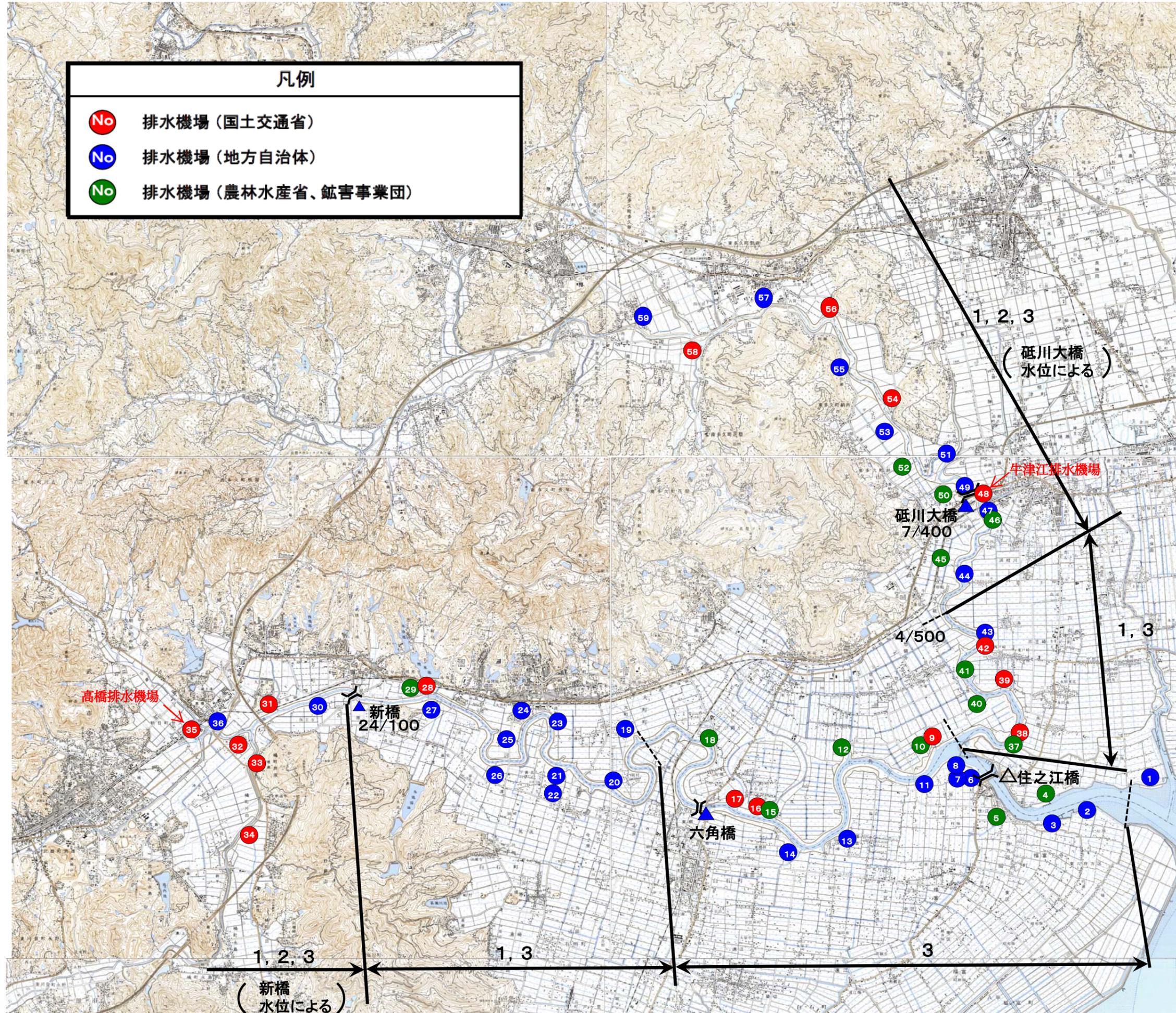
※上記2. 3. 4の場合は、武雄河川事務所より各排水機場管理者へ連絡を行う。

凡例

- No 排水機場 (国土交通省)
- No 排水機場 (地方自治体)
- No 排水機場 (農林水産省、鉦害事業団)

既設の内水排水機場一覧表

河川名	番号	排水機場名称	管理者	ポンプ規模 (m³/s)
六角川	34	東川	国土交通省	8.00
	32	板橋	国土交通省	14.00
	33	鳴瀬	国土交通省	2.80
武雄川	35	高橋	国土交通省	50.00
	36	高橋川可搬式	佐賀県	0.60
六角川	31	川添	国土交通省	23.00
	30	医王寺川	佐賀県	2.00
	27	蔵堂	佐賀県	8.00
	28	焼米	国土交通省	13.00
	29	志久	武雄市(鉦害)	3.00
—	六角川上流地区			124.40
六角川	24	沖の神川	大町町	1.00
	25	下湯	大町町	7.50
	23	境川	佐賀県	0.60
	20	下大町	大町町	6.00
	19	高良川	大町町	0.60
	18	大西	江北町(鉦害)	3.00
	15	東古川	江北町(鉦害)	19.50
	16	東古川	国土交通省	3.00
	17	西古川	国土交通省	1.00
	12	城の井	江北町(鉦害)	4.00
9	鳴江	国土交通省	1.50	
10	鳴江	江北町(鉦害)	3.00	
—	六角川左岸地区			50.70
六角川	21	須古川	佐賀県	5.00
	22	須古川可搬式	佐賀県	2.60
	26	西田	白石町	0.30
	13	湯越	白石町	0.08
	14	白石川	佐賀県	7.00
	6	福富天神	白石町	0.40
	7	松右工門	白石町	0.40
	8	佐留志	白石町	2.00
	11	緑郷	佐賀県	6.00
	2	林源林太郎擲	佐賀県	2.00
	3	六府方	白石町	4.00
5	有明一号	白石町(農林)	12.30	
—	六角川右岸地区			42.08
牛津川	58	牟田辺	国土交通省	5.00
	59	庄川可搬式	佐賀県	0.60
	57	永瀬川可搬式	佐賀県	0.60
	56	池田川	国土交通省	5.00
	54	山崎	国土交通省	4.00
	55	納所	佐賀県	3.00
51	橋内	小城市	2.80	
—	牛津川上流地区			21.00
牛津川	48	牛津江	国土交通省	50.00
	49	前満江	小城市	7.00
	47	友田	小城市	3.00
	46	友田	小城市(農林)	5.00
	44	川越	小城市	4.00
	42	三条	国土交通省	1.70
	43	三王崎	小城市	7.70
	38	弁財	国土交通省	0.70
	37	芦刈第二	小城市(農林)	5.00
	39	一本松	国土交通省	1.50
	41	戸崎	小城市(鉦害)	2.00
六角川	1	社擲	佐賀県	2.00
4	芦刈第一	小城市(農林)	9.00	
—	牛津川左岸地区			98.60
牛津川	45	満神	小城市(鉦害)	7.50
	40	朽木	江北町(鉦害)	5.00
	50	上坪	小城市(鉦害)	5.00
	52	北古賀	多久市(鉦害)	3.00
	53	岩崎	佐賀県	4.00
—	牛津川右岸地区			24.50
—	六角川合計			217.18
—	牛津川合計			144.10
—	合計			361.28



既設排水機場位置図及び運転調整の判断基準となる水位観測所